

横浜市行政不服審査会答申
(第146号)

令和6年10月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市税減免許可処分」に係る各審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、審査請求人が横浜市長（以下「処分庁」という。）に対して行った下記(1)～(4)の「ア 申請内容」の各減免申請に対し、処分庁が、それぞれ下記(1)～(4)の「イ 決定内容」の令和6年1月11日付け各市税減免許可処分（財税制第▲号－1～4。以下「本件各処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件各処分の決定内容のうち減免割合に不服があるとして、本件各処分の変更を求めるものである。

(1) 令和5年7月31日付け申請（以下「申請1」という。）

ア 申請内容

審査請求人が所有する土地（横浜市●区●町▲番地▲所在。以下「本件土地」という。）及び本件土地上に所在する●会館（以下「本件家屋」といい、本件土地と本件家屋を合わせて「本件土地家屋」という。）について、令和5年度全期分の固定資産税及び都市計画税の減免

イ 決定内容（財税制第▲号－1）

申請資産に係る税額の22.2%相当額の減免

(2) 令和5年10月20日付け申請（令和5年度分）（以下「申請2」という。）

ア 申請内容

審査請求人が所有する本件家屋の用に供する償却資産（備蓄庫に所在する資産（1F駐車場備蓄庫）、太陽光発電システム及び事務室に所在する資産（紙折り機、事務所電話機一式、事務机一式、事務所書庫一式））について、令和5年度全期分の固定資産税の減免

イ 決定内容（財税制第▲号－2）

申請資産に係る税額の18.0%相当額の減免

(3) 令和5年10月20日付け申請（令和4年度分）（以下「申請3」という。）

ア 申請内容

審査請求人が所有する本件家屋の用に供する償却資産（太陽光発電システム及び事務室に所在する資産（紙折り機、事務所電話機一式、事務机一式、事務所書庫一式））について、令和4年度全期分の固定資産税の減

免

イ 決定内容（財税制第▲号－3）

申請資産にかかる税額の 12.5%相当額の減免

(4) 令和5年10月20日付け申請（令和3年度分）（以下「申請4」という。）

ア 申請内容

審査請求人が所有する本件家屋の用に供する償却資産（太陽光発電システム及び事務室に所在する資産（紙折り機））について、令和3年度全期分の固定資産税の減免

イ 決定内容（財税制第▲号－4）

申請資産にかかる税額の 21.8%相当額の減免

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 減免割合の考え方について、無料開放された回数に応じた割合のみが減免対象となっているが、審査請求人と処分庁が令和4年10月3日に締結した「災害時等における施設等の提供協力に関する協定書」（以下「本件協定」という。）に基づく考慮をして、算定方法を見直すべきである。
- (2) 公益財団法人は、公益法人の活動全体における公益目的事業比率を 50%以上とする基準が設けられていて、審査請求人はこれを満たすものであつて、現に本件家屋の2階キッチンスペース、4階事務室及び応接室において事務的作業をしているから、かかる事情を考慮して、減免割合の算定方法を見直すべきである。
- (3) 1階駐車場（4台駐車可能）のうち、3台分については減免の対象とすべきであることを考慮して、減免割合の算定方法を見直すべきである。
- (4) 本件土地家屋の令和2年度の固定資産税及び都市計画税の市税減免許可処分（以下「前回処分」という。）では、本件土地家屋の減免割合は 31%とされたにも関わらず、令和5年度の減免割合が 22.2%となったのは、コロナ禍による事業制約が原因であるが、過去に経験したことのない未曾有の状況であったことを考慮し、減免割合の算定方法を見直すべきである。
- (5) 審査請求人は、令和2年10月以降、処分庁と協議した上で、太陽光発電設備、蓄電池装置、備蓄庫、帰宅困難者受け入れスペース及び災害時対応用のキッチンスペースを整備したものであり、これによって公益性が上がったはずであるから、前回処分と比べて減免割合が大きくなるはずである。

- (6) 2階キッチンスペース、4階事務所では公益活動のための作業を実施しており、審査請求人の公益法人としての性格も考慮して減免対象とすべきであるから、減免割合の算定方法を見直すべきである。

4 処分庁の主張の要旨

- (1) 「公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産」（条例第62条第1項第3号）に該当するか否かの判断は処分庁の合理的裁量に委ねられている。そして、横浜市は、「外郭団体等における「市長減免」の処理方針について」（平成15年3月28日財税制第1085号財政局長決裁）において、外郭団体及び公益法人（以下「外郭団体等」という。）の所有する固定資産が「公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産」に該当するか否かについて、「専ら無償で不特定多数の利用に供するなど「担税力を生み出さないような用途」に使用されている場合に限って、減免を許可する」との基準（以下「本件処理方針」という。）を設け、運用をしている。
- (2) 本件各処分に関する処分庁の判断内容は次のとおりである。
- ア 本件家屋のうち、大会議室、第1会議室及び第2会議室については、無料説明会及び無料相談会として専ら無償で「担税力を生み出さないような用途」に使用されている期間と、有償で貸し付けて使用させている期間及び無償であっても特定の者に使用させている期間が混在していることから、無料説明会及び無料相談会の開催回数に応じて割合的に減免措置を講じた。
- イ 本件家屋のうち、備蓄庫は、専ら無償で「担税力を生み出さないような用途」に使用されると認められることから、減免措置を講じた。
- ウ 本件家屋のうち、事務室、応接室及び倉庫については、「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものとは認められないため、減免措置を講じないこととした。
- エ 本件家屋のうち、その他共用部分については、本件土地家屋及び申請2～4で減免を求めた各償却資産（以下「本件償却資産」といい、本件土地家屋と併せて「本件各資産」という。）の維持管理を行い、効用を確保する上で最低限必要な施設であることから、駐車場を除く専用部分、すなわち、大会議室、第1会議室、第2会議室、備蓄庫、事務室、応接室及び倉庫の部分を合計した減免割合と同率の割合で、減免措置を講じた。

オ 本件償却資産のうち、備蓄庫に所在する資産については、専ら無償で「担税力を生み出さないような用途」に使用されていると認められるところから、減免措置を講じた。

カ 本件償却資産のうち、事務室に所在する資産については、「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものとは認められないため、減免措置を講じないこととした。

キ 本件償却資産のうち、太陽光発電システムに係る部分については、その資産の性質から家屋全体に付随するものと認められるため、本件土地家屋全体に適用される減免割合と同率の割合で減免措置を講じた。

(3) 審査請求人の主張に対する弁明は次のとおりである。

ア 本件協定に基づく考慮をすべきである（上記3(1)参照）との主張及び本件協定に基づき令和2年10月以降、太陽光発電設備、蓄電設備、備蓄庫、帰宅困難者受け入れスペース及び災害時応対用のキッチンスペースを整備したから令和2年時と比較して公益性が上がったはずである（上記3(5)）との主張については、備蓄庫及び備蓄庫に所在する資産について考慮されている（上記(2)イ及びオ参照）から、審査請求人の主張に理由はない。

イ 審査請求人が公益的事業を行っている団体であり、本件家屋の2階キッチンスペース、本件家屋の4階事務室及び応接室において事務的作業をしていること考慮して減免割合を大きくすべきとの主張（上記3(2)及び(6)参照）については、①公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）は、固定資産税等の減免に関する規定ではないことから本件処分への適用はなく、同法第5条第1号及び同法第15条に該当することを理由として固定資産税等の減免を認める規定が地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）及び条例に存在しないこと、②事務室及び応接室は、「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものとは認められないため、減免措置を講じる理由はないこと（上記(2)ウ参照）及び③キッチンスペースは、その他共用部分に含まれており、本件各資産の維持管理を行い、効用を確保する上で最低限必要な施設であることから、駐車場を除く専用部分、すなわち、大会議室、第1会議室、第2会議室、備蓄庫、事務室、応接室及び倉庫の部分を合計した減免割合と同率の割合で、減免措置を講じていること（上記(2)エ参照）

から、審査請求人の主張に理由はない。

ウ 駐車場については、その他共用部分と同様の減免割合（上記(2)エ参照）を超えて減免する理由はないから、審査請求人の主張に理由はない。

エ 前回処分の減免割合と比較して本件各処分の減免割合が小さくなっているのは、本件各処分時は前回処分時と比較して有償貸付の回数が増加していることに起因するものであるから、コロナ禍による事業制約があったとする審査請求人の主張に理由はない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」とおおむね同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定

ア 法第348条第2項柱書は、「固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。」と規定し、同項第10号の7は、「第10号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第2条第1項に規定する社会福祉事業（同条第3項第1号の2に掲げる事業を除く）の用に供する固定資産で政令で定めるもの」と規定する。

イ 法第367条は、「市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。」と規定する。

ウ 条例第62条第1項柱書は、「市長は、次の各号の一に該当する固定資産に対し、特に必要があると認めた場合は、その固定資産税を減免することができる。」と規定し、同項第3号において、「公益上その他の事由によ

り特に減免を必要とする固定資産」と規定する。

エ 横浜市市税条例施行規則(昭和25年12月横浜市規則第80号。以下「規則」という。)第2条第1項柱書は、「次に掲げる事務は、区長に委任する。」と規定し、同項第1号において、「徴収金の賦課及び徴収に関する事務」と規定する。

規則第2条第2項柱書は、「次の各号に掲げる事務は、前項の規定にかかわらず、市長が行なう。」と規定し、同項第10号において、「この規則及び市長があらかじめ定めた基準による市税の減免以外の減免に関する事務」と規定する。

オ 法第702条の2第2項は、「前項に規定するものほか、市町村は、第348条第2項から第5項まで、…の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。」と規定する。

カ 法第702条の8第1項は、「都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。(後段略)」と規定し、同条第7項は、「第1項前段の規定によって都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第367条、…の規定によって固定資産税…を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税…についても、当該固定資産税…に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。」と規定する。

キ 条例第135条第4項は、「第62条の規定によって市長が固定資産税を減免したときは、その納税者にかかる都市計画税についてもその固定資産税に対する減免額の割合と同じ割合によって減免されたものとする。」と規定する。

(2) 「公益上その他の事由により、特に減免を必要とする固定資産」の判断について(条例第62条第1項第3号)

ア 本件各処分は、条例第62条第1項第3号の「公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産」に該当するものとして横浜市長が行った処分であるから、本件各処分の違法性又は不当性については、同号に照らし検討する。

なお、本件各処分は、規則第2条第2項第10号に規定する「この規則

及び市長があらかじめ定めた基準による市税の減免以外の減免に関する事務」として行われたものであり、規則第19条の3各号については問題とならない。

イ 条例第62条第1項柱書及び第3号が、市長が特に減免の必要があると認めた場合に固定資産税を減免することができると定めていることからすれば、具体的に市長がどのようなものに公益性があると認めるのか、また、そのうちいづれについて減免措置を行う必要性があると認めるかという判断については、市長の合理的な裁量が認められる（浦和地裁平成13年3月26日判決）。

ウ 法第367条の税の減免が、法令及び条例の定めるところにより市町村がいったん課税権を行使して地方税債権が発生した後にこれを放棄することであることや、減免し得る事由を天災や貧困その他特別の事情に限定していることなどに照らすと、同条に基づく固定資産税の減免は、原則として、徴収猶予や納期限の延長等によっても到底納税が困難であるなど客観的にみて納税義務者の担税力が著しく減少している場合に行われることが予定されているというべきであり、公益上の観点から固定資産税の減免を行う場合であっても、租税負担の公平の観点からみて減免を相当とする程度の強い公益性がある場合、すなわち、当該固定資産がその性質上担税力を生み出さないような用途（道路、公園など）に使用されている場合などに限って減免を行うことができると解するのが相当である（千葉地裁平成12年12月20日判決）。

エ 処分庁は、規則第2条第2項第10号に規定する「この規則及び市長があらかじめ定めた基準による市税の減免以外の減免」に関し、外郭団体等が所有する固定資産について、「専ら無償で不特定多数の者の利用に供するなど「担税力を生み出さないような用途」に使用されている場合に限って、減免を許可する」との本件処理方針を定めている。このような本件処理方針の内容は、租税負担の公平の観点からみて減免を相当とする程度の強い公益性がある場合、すなわち、当該固定資産がその性質上担税力を生み出さないような用途（道路、公園など）に使用されている場合などに限って減免を行うことができるとした上記ウの解釈に沿うものであり、合理的なものである。したがって、本件処理方針に従って条例第62条第1項第3号による減免の可否を判断することは、市長の合理的な裁量の

範囲内であるというべきである。

(3) 認定した事実

ア 審査請求人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする公益社団法人であり、下記の事業を行っている。

- ① 税知識の普及を目的とする事業
- ② 納税意識の高揚を目的とする事業
- ③ 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
- ④ 地域企業の健全な発展に資する事業
- ⑤ 地域社会への貢献を目的とする事業
- ⑥ 会員の交流に資するための事業
- ⑦ 会員の福利厚生等に資する事業
- ⑧ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

イ 本件各処分に係る資産は、審査請求人所有にかかる「●会館」(●区●町▲番地▲所在)の用に供する土地(本件土地)、家屋(本件家屋)及び償却資産(本件償却資産)である。

ウ 審査請求人と処分庁は、令和4年10月3日、本件協定を締結した。

エ 本件土地家屋は、大会議室、第1会議室、第2会議室、備蓄庫、事務室、応接室、倉庫、駐車場及びその他共用部分で構成されている。

オ 本件土地家屋のうち、大会議室、第1会議室及び第2会議室は、主として租税関係の法令、通達等の周知徹底を図るための各種講演会、説明会、会員以外の法人等も対象とした無料税務相談会及び無料社会保険労務士相談会の開催のために使用されている。令和4年度に実施された説明会、相談会、会議及びその他の利用の詳細は下記のとおりである。

① 新設法人説明会

税務上必要な申請・届出等の手続をはじめ、事業の開始に際しての法人税法上の留意点等についての理解を促すことを目的として、●税務署管内の新しく設立された全法人を対象として実施するもの。

② 決算法人説明会

決算手続を行うに当たっての留意点等を説明し、適正な法人税等の

申告が行われることを目的として、●税務署管内の決算月を迎えた全法人を対象として実施するもの。

③ 法人税確定申告書の書き方講習会

法人税申告書に記載されている内容を理解し、更に自ら申告書が作成できることを目的として、●税務署管内の全法人を対象として実施するもの。

④ 源泉研修会

源泉所得税に関する適正な取扱いを研修のテーマに取り上げ、法人の実務担当者としての資質の向上を目的として、●税務署管内の全法人の源泉徴収実務担当者を対象として実施するもの。

⑤ 無料税務相談会

税に関する相談を気軽に受けられる機会を提供することを目的として、審査請求人の会員並びに●税務署管内の全法人及び個人を対象として実施するもの。

⑥ 無料社会保険労務士相談会（無料労務相談会）

労務相談、助成金等に関する相談を気軽に受けられる機会を提供することを目的として、審査請求人の会員並びに●税務署管内の全法人及び個人を対象として実施するもの。

⑦ 無料社会保険労務士相談会（講演会、セミナー）

政治、経済、税制等一般教養をテーマに、講演会、セミナーを開催し、参加者の教養の増進を目的として、●税務署管内の全法人及び地域住民を対象として実施するもの。

⑧ ●税務懇話会

国及び地方公共団体の財政と税収、電子申告納税システム、税務行政への協力等についての意見交換を行い、国及び地域行政の円滑な執行に資することを目的として実施するもの。

⑨ 近隣中学校、高等学校支援事業

近隣中学、高等学校のキャリア教育（職業観や社会観の育成）を目的として実施するもの。

⑩ 青年部会会議等

審査請求人の青年部会に所属する会員が、当該部会の活動のために実施した打ち合わせ等。

⑪ 女性部会会議等

審査請求人の女性部会に所属する会員が、当該部会の活動のために実施した打ち合わせ等

⑫ 宅建部会会議等

審査請求人の会員、●会会員、●会北支部及び宅建業関連会社等を対象として実施した不動産関連税制研修、並びに、審査請求人の宅建部会に所属する会員が、当該部会の活動のために実施した打ち合わせ等

⑬ その他有料貸出

⑭ その他無料貸出

カ 本件土地家屋のうち、備蓄庫は、本件協定により横浜市が用意した災害用備蓄食品等の備蓄品を保管しているほか、審査請求人が独自に購入した備蓄品についても保管している。

キ 本件土地家屋のうち、事務室、応接室及び倉庫は、審査請求人の運営や会員向けの事務など、専ら審査請求人の本来業務のために使用されているほか、一般市民向けの研修会の準備作業や、税務署・区役所から依頼される事務作業を行うために使用されている。

ク 本件土地家屋のうち、駐車場（4台分）については、1台分は審査請求人の事務局が使用しており、3台分は大会議室、第1会議室及び第2会議室の利用者に限り無料で使用することができる。

ケ 本件土地家屋のうち、その他共用部分（エントランス、ラウンジ、廊下、階段、トイレ、給湯室（キッチンスペース）等）は、本件各資産の維持管理を行い、効用を確保する上で必要最低限の施設である。

コ 本件償却資産は、使用状況に応じて下記のとおり分類できる。

① 1階駐車場備蓄庫に所在する資産

上記カの備蓄庫に所在する償却資産である。

② 太陽光発電システム

本件家屋の屋上及び4階ベランダに所在する償却資産である。

③ 紙折り機、事務所電話機一式、事務机一式及び事務所書庫一式

上記キの事務室に所在する償却資産である。

サ 処分庁は、申請1に対し、上記①～⑦の使用（以下「減免対象使用」という。）について、専ら無償で不特定多数の者の利用に供するものに該当するものとして、減免対象使用の実施回数及び減免対象使用で利用さ

れた会議室の面積を考慮して、割合的な減免を認め、上記才⑧～⑭の使用（以下「減免対象外使用」という。）については、減免の対象外とした。
シ 处分庁は、申請2～4に対し、上記コ①及び②について、申請1の処分理由に準じて割合的な減免を認め、上記コ③については減免の対象外とした。

(4) 爭点に対する判断

ア 本件各処分の理由について

- (ア) 申請1に対する市税減免許可通知書では、申請資産にかかる税額の22.2%相当額を減免するとしているところ、その理由は次のとおりである。
- ① 減免割合は、家屋の床面積に基づき、市税減免許可通知書別紙「減免割合算定方法について」に従って算定していること
 - ② 本件土地家屋のうち、備蓄庫部分は全額減免とすること
 - ③ 大会議室、第1会議室及び第2会議室は、市民等に対する無償開放の割合に基づき減免を認めること
 - ④ 駐車場を含む共用部分は、共用部分以外の部分の割合と同様の割合で減免を認めること
 - ⑤ その他事務室等部分は、減免申請者本来の業務に利用する部分であることから、公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産とは認められず、減免を認めないこと
- (イ) 申請2～4に対する市税減免許可通知書では、次の理由により減免割合を決定している。
- ① 減免割合は、減免を行っていない場合の税額に占める減免額の割合を指すものであり、個々の資産ごとに、市税減免許可通知書別紙「減免割合算定方法について」のとおり算定していること
 - ② 備蓄庫部分に所在する資産は、全額減免とすること。
 - ③ 太陽光発電システムは、家屋全体の減免割合と同率の22.2%を減免すること
 - ④ その他事務室等部分に所在する資産については、減免申請者本来の業務に利用する部分であることから、公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産とは認められず、減免を認めないこと

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に記載した本件各処分の理由は、上記(3)オ～コで認定した令和4年度における本件土地家屋の使用状況に鑑みて、本件各資産が「専ら無償で不特定多数の者の利用に供するなど「担税力を生み出さないような用途」」に使用されているか否かを個別具体的に検討した上で、無償で不特定多数の者の利用に供された割合に応じた減免を認めるものであって、本件処理方針に従って条例第62条第1項第3号による減免の可否を判断したものと認められる。したがって、本件各処分は、条例第62条第1項第3号の「公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産」の該当性の判断において、処分庁の合理的な裁量を逸脱濫用した違法は認められず、その他本件各処分を違法又は不当として取り消すべき事情もない。

イ 審査請求人の主張にはいずれも理由がないこと

(ア) この点、審査請求人は、①本件協定に基づく考慮をして減免割合の算定方法を見直すべきである（上記3(1)参照）、②審査請求人が公益目的事業比率を50%以上とする公益財団法人であるから、キッチンスペース、事務室及び応接室において事務的作業又は公益活動のための作業をしていることを考慮して減免割合を見直すべきである（上記3(2)及び(6)参照）、③1階駐車場のうち3台分については減免の対象とすべきであり、減免割合を見直すべきである（上記3(3)参照）、④前回処分と比べての本件各処分の減免割合が小さくなったのはコロナ禍により審査請求人の事業が制約されていたことを原因とするものであるから、本件各処分においてはかかる事情を考慮して減免割合を見直すべきである（上記3(4)参照）、⑤令和2年10月以降、本件協定締結後に、太陽光発電設備、蓄電池装置、備蓄庫、帰宅困難者受け入れスペース及び災害時対応用のキッチンスペースを整備したことから、本件土地家屋の減免割合は、前回処分時の減免割合と比較して大きくなるはずである（上記3(5)参照）と主張して、本件各処分の見直しを求めている。

(イ) しかし、以下に述べるとおり、審査請求人の主張にはいずれも理由がない。

(ウ) まず、上記(ア)①について、確かに本件協定は、災害時等が原因でその日中に帰宅することが困難となった者に対し、審査請求人が所有する本件土地家屋を開放することを目的とするものであって、本件協定

にしたがって本件土地家屋を開放した場合には、当該開放期間が「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」場合に該当しうるものである。しかし、本件協定を締結したとしても、本件土地家屋は災害時等以外には通常どおり利用できることから、本件協定を締結したことをもって、本件土地家屋を「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものと認めることはできない。また、令和4年度において、本件協定に基づき本件土地家屋を開放した実績もない。したがって、本件協定を締結したことをもって、減免割合を見直すべきとの主張には理由がない。

- (イ) 次に、上記(ア)②については、上記(2)エで述べたとおり、本件処理方針に従って条例第62条第1項第3号による減免の可否を判断することは、市長に与えられた合理的な裁量の範囲内であるというべきであり、外郭団体等が公益財団法人であり、事務作業又は公益活動のための作業をしているからといってそのことから直ちに減免対象となるものではない。そして、審査請求人が主張する「キッチンスペース、事務室及び応接室において事務的作業をしていること」は、「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものに該当しないことは明らかであるから、これらは減免の理由とならない。なお、上記(4)アで述べたとおり、処分庁は、キッチンスペースについては、その他共用部分の給湯室に含まれることを前提に、その他共用部分が、本件各資産の維持管理を行い、効用を確保する上で最低限必要な施設であることを理由として、駐車場を含む共用部分以外の部分の割合と同様の割合で減免を認めている。
- (オ) 次に、上記(ア)③については、駐車場3台分は、大会議室、第1会議室及び第2会議室を利用する者が無料で利用することができるものであるが、大会議室、第1会議室及び第2会議室の利用が有償あるいは特定の者の利用に該当する場合には、当該駐車場の利用も「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものに該当しないというべきである。そして、令和4年度の大会議室、第1会議室及び第2会議室の使用状況に鑑みれば、有償あるいは特定の者の利用と認められる期間が存するから、当該期間については、駐車場3台分が「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものに該当しないことは明らかであり、減免の理由とならない。なお、処分庁は、大会議室、第1会議室及び第2会議室を無償で利用した者が駐車場を利用した期間があることを考慮し、上記(4)

アで述べたとおり、駐車場について、駐車場を含む共用部分以外の部分の割合と同様の割合で減免を認めている。

- (カ) 次に、上記(ア)④については、審査請求人が主張する事情は、「専ら無償で不特定多数の者の利用に供する」ものに該当するか否かに影響するものではないため、減免の理由にはならない。
- (キ) 次に、上記(ア)⑤については、上記(4)アに記載したとおり、処分庁は、本件各処分において、太陽光発電設備については割合的な減免を認め、備蓄庫については全額減免を認めている。また、これらが整備される以前になされた前回処分の減免割合が高いのは、コロナ禍で減免対象外となる会議等の開催回数が減少したことにより、減免対象となる無料説明会及び無料相談会の割合が増えたことを原因とするものであって前提が異なるから、本件各処分の減免割合の方が低くなつても不自然ではない。よって、本件各処分を見直す理由とはならない。

(5) 結語

以上によれば、審査請求人の主張には理由がなく、本件各処分に違法又は不当な点はない以上、本件各審査請求は棄却されることが相当である。

(6) 審理員の審理手続

本件各審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(7) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年3月7日	・審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年3月28日	・弁明書等の受理
令和6年4月5日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年5月7日	・反論書等の提出再依頼
令和6年8月29日	・審理手続の終結
令和6年9月3日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和6年9月10日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和6年10月8日	・調査審議